

涯学習課長からは、山形総合舞台サービスが会社としてお借りしたものだと思うとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教常任委員会の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第16号 指定管理者の指定についてから日程第12、議案第20号 指定管理者の指定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第16号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は原案可決であります。文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第16号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第17号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は原案可決であります。文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第17号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第18号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は原案可決であります。文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第18号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第19号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は原案可決であります。文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第19号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第20号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は原案可決であります。文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第20号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○**蒲生光男厚生常任委員長** 平成30年第2回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案7件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第21号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会

を指定管理者に指定し、長井市豊田児童センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、選定委員会において今後市の保育行政を理解している人がいなかった場合のことを想定しているのかとの質疑がなされ、厚生参事からは、まだ想定していないが、事務局側に伝えて今後検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、「苦情処理や事故発生時の対応のため、第三者委員会等を設ける考えはるのか」との質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、「今のところ第三者の調査等は考えていない」との答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、「市内の事業所で経過措置期間内に主任介護専門員の配置が難しい等の情報があるのか」との質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、「多少の不安はあるという話は聞いているが、可能であるとのことだった」との答弁を受けたところであります。

また、委員からは、他の自治体では条例の設定に当たりパブリックコメントを求めているところもあるようだが、長井市ではどうかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、市民から意見を聞くことは必要だが、パブリックコメントまでは求めていないとの答弁を受けたとこ

ろであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井市国民健康保険給付基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、県内全ての自治体で給付基金から財政調整基金に名称が変更となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、変更されるものと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、国民健康保険の財政運営は県が主体となるが、組織体制はどうなるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、後期高齢者医療広域連合とは異なり、県の担当部署とそれぞれの自治体で事務を行うことになるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 長井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、県内各市町村の保険料の状況はどうなっているのかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、各市町村でま

だ議会を通っていない状況だが、聞き取りをした段階では、県内13市の中で長井市は高いほうから7番目、置賜の中では高いほうから3番目という状況だったとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、平成30年度から32年度の間新たに開設する施設はあるのか、また、これまでも計画どおりいかずに先送りとなった事例があったが、そうなった場合どのように考えるのかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、ことし1月に訪問看護事業所が開設し、それ以降は平成32年度に養護老人ホーム内で特定施設入所者生活介護を行っていくと聞いている、あくまでも計画であるため、実施できないとなれば、次の計画期間に先送りすることとなるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、養護老人ホームおいたま荘が平成32年度からの民営化に向けた計画を出しているが、今回の第7期計画ではその部分も入っているのかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、おいたま荘の介護の部分も入れて計画しているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、このたびの第7期計画では介護保険料の負担軽減も行われ、引き上げ幅も少ないが、3年ごとの改定のたびに引き上げざるを得ない状況となっている。低所得の高齢者世帯は負担の限界に達しているため、一般会計からの繰り入れを行うことで保険料の引き上げはしないようにすべきである。よって、このたびの改正には反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、関係する条例の所要の改正を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、斎場改修工事により控室を和室から洋室に改修したことに伴い、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、大変きれいになってよかったと思っているが、市民の意見や傾向はどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、明るくなり、室温も一定となったため過ごしやすという評価をいただいているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、職員の控室や周辺で不備な点や課題となっている箇所はないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、喫煙所や外壁等が課題となっている、職員の控室については、指定管理業者と協議を行った結果、このたびの改修には含めなかったが、今後も必要に応じて協議していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第13、議案第21号 指定管理者の指定についてから日程第16、議案第32号 長井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第13、議案第21号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第21号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第27号 長井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第27号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第30号 長井市国民健康保険給付基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第32号 長井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第33号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** 日本共産党の今泉春江でございます。

私は、議案第33号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

介護保険は、3年ごとに計画が立てられ、介護保険料が改定されます。このたびの7期の介護保険料については、調整交付金減額による影響、介護報酬改定による影響、消費税引き上げに伴う影響などを考慮し、基金なども取り崩し、繰り入れされ、算定された介護保険料は、6期保険料5,640円から7期は5,980円と示され、大幅な引き上げにはなりませんでしたが、県内13市で高いほうから7番目となっています。また、介護保険料は、所得税、住民税、国保税に比べても逆進性が強く、低所得者にとっては重い負担になります。しかし、3年ごとの改定では、いつも引き上げざるを得ない状況になっています。

この第一義的な責任は、介護保険制度の発足の国庫負担をそれまでの2分の1から4分の1に引き下げた国にあります。国に国庫負担をもとに戻すことを求めているかなくてはなりません。低所得の高齢者は、年金や医療費などの社会保障費が削減され、そこに消費税の引き上げでさらに生活は苦しく、介護保険料の負担は限界に達しています。介護保険事業は自治事務であり、市町村は生存権の保障を定めた憲法第25条の精神に立ち、一般会計からの繰り入れを行い、引き上げないようにすべきです。こうした立場か

ら、引き上げには反対です。

以上、反対の意見を申し上げ、議案第33号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に反対します。

○**渋谷佐輔議長** 次に、議席番号1番、宇津木正紀議員。

(1番宇津木正紀議員登壇)

○**1番 宇津木正紀議員** 長井創生の宇津木正紀であります。

私は、議案第33号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

このたびの改正は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険料を決定するための改正であります。新保険料への改正は、主に以下7点が要因となっております。①介護職員処遇改善加算。介護保険を維持する最大の現在の課題は、介護人材を確保することです。介護職員処遇改善加算は、勤続年数10年以上の介護福祉士に月額8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠としたものであります。2つ目が、介護報酬改定プラス0.54%、3つ目が市税推計分に介護離職ゼロによる追加需要分をプラスしていること、4つ目が介護保険の財源の割合の変更であります。第1号被保険者保険料が22%から23%へ、第2号被保険者保険料、40歳から60歳の現役世代であります。28%から27%と、現役世代の負担を軽減すること。5つ目が、消費税率の見直しであります。平成31年10月から消費税率が8%から10%となります。6つ目が財政調整交付金の交付割合の変更であります。こちらは7.8%から7.09%となります。最後の7つ目が上乗せ分です。特定施設入居者生活介護施設の新設、25人分の上乗せです。同じく上乗せ分として、訪問看護の利用者20人分の上乗せを見込んでおります。

介護保険準備基金の取り崩し、3年で1億6,700万円の取り崩しを予定し、566円の減額の

努力を行っております。これまでの第6期保険料の月5,640円から、これからの第7期保険料、月5,980円、340円の改定は、介護保険制度を維持するためにやむを得ないこととあります。新保険料は、13市や置賜地区でもほぼ中庸であり、改定率の伸び率は6%で、低いほうであります。標準の段階は9段階ありますが、長井市は11段階であり、低所得者層に配慮し、保険料を厚く軽減しております。

これらのことから、議案第33号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論といたします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

議案第33号の1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。

よって、議案第33号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第34号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第34号について、厚生委員長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第35号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告

がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第35号の1件について、厚生委員長長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之委員長。

(梅津善之産業・建設常任委員長登壇)

○**梅津善之産業・建設常任委員長** おはようございます。

平成30年第2回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

なお、議案の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第22号 指定管理者の指定について及び議案第23号 指定管理者の指定についての2件について、関連がありますので一括して申し上げます。

議案第22号では、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、長井市多目的研修センター向山荘の管理を行わせるため、また議案第23号では、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、長井市伊佐沢

コミュニティ施設の管理を行わせるため、それぞれ提案されたものであります。

採決の結果、議案第22号及び議案第23号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 市道路線の認定について及び議案第25号 市道路線の廃止についての2件について、関連がありますので一括して申し上げます。

議案第24号では、観光交流センターの建設に伴う2路線、市道新設に伴う1路線について市道路線の認定を行うため、また議案第25号では、観光交流センター建設に伴う1路線を廃止するため、それぞれ提案されたものであります。

採決の結果、議案第24号及び議案第25号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積率に係る規定の追加と関係規定の整備を図るため及び長井市あやめ公園テニスコートの大規模改修に伴い、使用料等の改定をするため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、建築基準法の改定に伴い、引用する関係規定の整合を図るため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。